

# ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業 (エネルギー価格・物価高騰対策分) 補助金

エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている製造業者の生産プロセスの変革による収益確保のために必要な設備投資等を支援します。

## 概要

|              |   |
|--------------|---|
| 対象事業<br>(抜粋) | エネルギー価格・物価高騰等の影響に対応し、以下のいずれかに該当する取組であること<br>・省人化・自動化を進めていく事業であること<br>・多能工化に向けた人材育成システムの整備やそれに伴い工程を変更する事業であること |
| 対象者          | ・交付要綱第3条に掲げる中小企業者（みなし大企業を除く）のうち、製造業者<br>・エネルギー価格・物価高騰の影響を受けていること<br>・パートナーシップ構築宣言登録事業者であること（登録中含む）            |
| 補助率          | 中小企業者 1/2以内（千円未満切捨）<br>小規模事業者 2/3以内（千円未満切捨）<br>※小規模事業者（製造業）とは、従業員20名以下の事業者をいう                                 |
| 補助限度額        | 下限500千円 上限10,000千円  |

※今年度より、「サプライチェーン再構築型」は廃止となりました。

## 公募期間

令和7年6月9日(月)～令和7年9月19日(金)

※公募期間や審査会などのスケジュールは予告なく変更になる場合があります。

第1回締切:令和7年7月18日(金) 第2回締切:令和7年9月19日(金)

※公募期間中に2回の締切を設け、締切までに提出があった申請案件について、審査会により採否を決定いたします。

※事業予算は通年で運用しますので、回が進むと残額が少なくなる可能性があります。

※申請件数と予算の状況によっては、**早期に公募を終了する**可能性があります。

## 申請方法

所定の様式(HP参照)に必要事項を記載のうえ、裏面記載の申請書の提出先までご提出ください。

※申請をご検討の企業様は必ず一度お問い合わせください。

## 採択の決定

審査委員会において、プレゼンテーションを行っていただきます。その後、審査委員会による審議を経て、申請事業の採否を決定いたします。

※審査委員会は、上記締切日のそれぞれ20日後頃を目途に開催いたします。  
詳細な日時は申請書類提出後別途ご案内いたします。

## 補助期間

交付決定日～最長で令和8年2月28日まで

## 申請要件

以下の要件を必ず満たしている必要があります。

| 要件         | 内容   |
|------------|--|
| 補助金等重複利用要件 | <ul style="list-style-type: none"><li>・過去、この補助金（前身事業含む）に採択された実績がないこと</li><li>・令和5～7年度に実施された（される）該当の補助事業（※）に採択された実績がないこと</li></ul> ※該当の補助事業については交付要綱をご参照ください。 |

## 対象事業(詳細)

対象事業の内容は以下の全てを満たす必要があります。

|      |  |
|------|--|
| 対象事業 | <p>以下の全ての要件を満たすもの</p> <p>①エネルギー価格・物価高騰等の影響に対応した、以下のいずれかに該当する取組であること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➔省人化・自動化を進めていく事業であること</li><li>➔多能工化に向けた人材育成システムの整備やそれに伴い工程を変更する事業であること</li></ul> <p>②補助期間を含む3年の事業計画（様式第1号別紙1）を策定し、その事業計画期間において、下記のいずれも達成すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➔事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加させること。</li><li>➔給与支給総額を年率平均1.0%以上増加させること。</li></ul> <p>③申請時における従業員数※を、設備導入翌年度末において維持すること。<br/>同数を維持できなかった場合でも、最長でも設備導入から3年が経過した日の属する年度末までに、申請時における従業員数に回復させること。</p> <p>④先駆的な取組として成果を公開できること<br/>※文中の「従業員数」の定義については、交付要綱をご確認ください。</p> |
|------|--|

## 事前着手申請制度

早期の事業着手や事業期間確保の視点から、令和7年4月1日以降の設備の購入契約等が補助対象となります。

※公募期間中の「事前着手申請手続き」が必要です。詳細はHPをご確認ください。

### 【お問い合わせ先・交付申請以外の書面の提出先】

島根県商工労働部産業振興課（担当：都間）

TEL:0852-22-6648 FAX:0852-22-5638

E-mail:mono-shinsei@pref.shimane.lg.jp

### 【交付申請書・実績報告書の提出先】

（公財）しまね産業振興財団 経営支援課

TEL:0852-60-5115 FAX:0852-60-5105

E-mail:con@joho-shimane.or.jp

当該補助金のHPはこちら

